

島取県公報

平成 19 年 3 月 30 日 (金) 号外第64号

毎週火·金曜日発行

			目	次
•				
\Diamond	告	示		
			土砂災害警戒区域の指定(8件)(313~320)(〃)・	3

告示

鳥取県告示第 311 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善博

1 名称

日田地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 12 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 12 号を結んだ直線に囲まれた区域

土	地		標	柱
八頭郡八頭町	丁日田字西谷土	居 879	1 5	를
八頭郡八頭町	丁日田字蓮谷 1	291 - 5	2 =	子
八頭郡八頭町	丁日田字車空 1	294 - 1	3 +	랑
八頭郡八頭町	7日田字上山 1	306	4 5	子
八頭郡八頭町	T日田字上山 13	310-2	5 5	랑
八頭郡八頭町	7日田字上山 1	313	6 7	랑
八頭郡八頭町	丁日田字下開地	685	7 =	랑
八頭郡八頭町	丁日田字下開地	671 - 1	8 7	랑
八頭郡八頭町	丁日田字下開地	673	9	子
八頭郡八頭町	丁日田字下土居	733 - 1	10	号
八頭郡八頭町	丁日田字宮前屋	:敷 787	11	号
八頭郡八頭町	丁日田字東谷土	居 842	12	号

鳥取県告示第 312 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

青谷C地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地

標 柱

平成 19 年 3 月 30 日 金曜日	鳥 取	県 公 幸	報
鳥取市青谷町吉川字東岩本1-2		1号	
鳥取市青谷町吉川字岩本 322		2号	
鳥取市青谷町吉川字岩本 322		3 号	

鳥 鳥取市青谷町青谷字大平 5786 4号 鳥取市青谷町青谷字大平 5794 5号 鳥取市青谷町青谷字大平 5790 6号 鳥取市青谷町青谷字瀬崎 4391-2 7号 鳥取市青谷町青谷字瀬崎 4380-3 8号 鳥取市青谷町青谷字瀬崎 4374-3 9号

鳥取県告示第313号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の 規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 博 山 善

- 1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称 鳥取市
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 十石流
 - (3) 土砂災害警戒区域の名称

国中谷川(I-1-1-8-24)、深谷川(I-1-1-10-1)、杣小屋谷川(I-1-1-10-2)、上 稲常谷川(I-1-1-10-4)、大平川(I-1-1-10-5)、三谷谷川(I-1-1-10-6)、福和田 谷川(I-1-1-10-7)、釜口谷川(I-1-1-10-8)、六日市下谷川(I-1-1-10-9)、六日 市中谷川(I-1-1-10-10)、和奈見谷川(I-1-1-10-11)、奥の谷川(I-1-1-10-12)、ク モ谷川 (I-1-1-10-13)、荒倉谷川 (I-1-1-10-14)、今西川 (I-1-1-10-15)、上今西川 (I-1-1-1-10-16)、小倉川(I-1-1-10-17)、大空川(I-1-1-10-18)、山上川(I-1-1-10-19)、下水根谷川(I-1-1-10-23)、湯坂谷川(I-1-1-10-24)、福田谷川(I-1-1-10-25)、三百川(I-1-1-10-26)、大谷川(I-1-1-10-27)、下佐貫谷川(I-1-1-10-28)、鹿野谷川(I-1-1-10-30)、前田川(I-1-1-10-31)、本角川(I-1-1-10-32)、 小谷川 (I-1-1-10-33)、本坂川 (I-1-1-10-34)、中谷川 (I-1-1-10-35)、奥谷川 (I-1-1-1-10-36)、モジア谷川(I-1-1-10-38)、曽我谷川(I-1-1-10-39)、通り谷川(I-1-1-10-40)、桶ヶ谷川(I-1-1-10-41)、新田川(I-1-1-10-42)、中代東平川(I-1-1-10-42)、中代東平川(I-1-1-10-42)、中代東平川(I-1-1-10-42)、中代東平川(I-1-1-10-42)、中代東平川(I-1-1-10-42)、中代東平川(I-1-1-10-42)、中代東平川(I-1-1-10-42)、中代東平川(I-1-1-10-42)、中代東平川(I-1-1-10-42)、中代東平川(I-1-1-10-42)、中代東平川(I-1-1-10-42)、中代東平川(I-1-1-10-42)、中代東平川(I-10-42)、中代東平川(I-10-42)、中代東平川(I-10-42)、中代東平川(I-10-42)(I-10-42)、中代東平川(I-10-42)、中代東平川(I-10-42)、中代東平川(I-10-42)(I-10-42)、中代 1-10-43)、諏訪谷川(I-1-1-10-44)、谷一水川(I-1-1-10-46)、下一木川(I-1-1-110-47)、城谷川 (I-1-1-10-48)、大ざく谷川 (I-1-1-10-49)、長瀬中谷川 (I-1-1-10-48)-50)、下モ谷川(I-1-1-10-51)、下片山谷川(I-1-1-10-53)、中片山谷川(I-1-1-10-50)、下モ谷川(I-1-1-10-50)、下土谷川(I-1-1-10-50)、下土谷川(I-1-1-10-50)、下土谷川(I-1-1-10-50)、下土谷川(I-1-1-10-50)、下土谷川(I-1-1-10-50)、下土谷川(I-1-1-10-50)、下土谷川(I-1-1-10-50)、下土谷川(I-1-1-10-50)、下土谷川(I-1-1-10-50)、下土谷川(I-1-1-10-50)、下土谷川(I-1-1-10-50)、下土谷川(I-1-1-10-50)、下土谷川(I-1-1-10-50)、下土台川(I-1-10-50)、下土台川(I-1-10-50)、下土台川(I-1-10-50)、下土台川(I-1-10-50)、下土台川(I-1-10-50)、下土台川(I-1-10-50)、下土台川(I-1-10-50)、下土台川(I-1-10-50)、下土台川(I-1-10-50)、下土台川(I-1-10-50)、下土台川(I-1-10-50)、下土台川(I-1-10-50)、下土台川(I-1-10-50)、下土台川(I-1-10-50)、下土台川(I-1-10-50)、下土台川(I-1-10-50)、下土台川(I-10-50)、下土台川(I-1-10-50)、下土台川(I-10-50) 下土台川(I-10-50) 下土台川(I-10-50) 下土台川(I-10-50) 下土台川(I-10-50) 下土台川(I-10-50) 下土台川(I-10-50) 下土台川(I-10-50) 下土台川(I-10-50) 下土台 -54)、下諏訪谷川 (I-1-1-10-55)、佐貫谷川 (I-1-1-10-56)、後谷川 (I-1-1-10-57)、 新谷川(II-1-1-10-3)、上新田谷川(II-1-1-10-4)、新田谷川(II-1-1-10-5)、奥下 新田谷川(Ⅱ-1-1-10-6)、落河内川(Ⅱ-1-1-10-9)、白口谷川(Ⅱ-1-1-10-10)、釜ヶ 谷川(Π − 1 − 1 − 10−11)、下落河内谷川(Π − 1 − 1 − 10−12)、坂根谷川(Π − 1 − 1 − 10−16)、山手 谷川($\Pi-1-1-10-19$)、六日市上谷川($\Pi-1-1-10-20$)、大月谷川($\Pi-1-1-10-22$)、日柄 谷川 ($\Pi - 1 - 1 - 10 - 23$)、尾上谷川 ($\Pi - 1 - 1 - 10 - 24$)、棚田谷川 ($\Pi - 1 - 1 - 10 - 25$)、小河内谷 川 $(\Pi - 1 - 1 - 10 - 26)$ 、小河内川 $(\Pi - 1 - 1 - 10 - 27)$ 、船谷川 $(\Pi - 1 - 1 - 10 - 28)$ 、上田中谷川 $(\Pi$

-1-1-10-29)、小畑谷川(Ⅱ-1-1-10-30)、北牛戸谷川(Ⅱ-1-1-10-31)、天神原川(Ⅱ-1-1-10-32)、谷一木下谷川($\Pi-1-1-10-34$)、谷一木中谷川($\Pi-1-1-10-35$)、谷一木上谷 川 $(\Pi - 1 - 1 - 10 - 36)$ 、長瀬谷川 $(\Pi - 1 - 1 - 10 - 37)$ 、引野谷川 $(\Pi - 1 - 1 - 10 - 38)$ 、上ミ岡谷川 $(\Pi - 1 - 1 - 10 - 39)$

- (4) 土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり。
- 2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称 鳥取市
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (3) 土砂災害警戒区域の名称

北村地区 (I-400)、滝ノ平地区 (I-401)、神馬A地区 (I-402)、神馬B地区 (I-403)、小河内 地区(I-404)、本角地区(I-人工405)、小倉地区(I-407)、今西A地区(I-409)、今西B地区(I -410)、奥ノ谷地区(I-411)、大門地区(I-412)、大谷地区(I-人工 413)、下佐貫地区(I-人工 414)、高福地区(I-415)、棚組地区(I-416)、曳田地区(I-人工418)、下曳田地区(I-人工419)、 谷一木地区 (I-421)、上ノ段地区 (I-人工 422)、渡一木B地区 (I-人工 423)、渡一木C地区 (I-424)、長瀬地区(I-425)、上山手地区(I-426)、山滝谷地区(I-427)、稲常A地区(I-428)、稲 常B地区(I-429)、水火地区(I-430)、中井A地区(I-1118)、中井B地区(I-1119)、下曳田B 地区 $(I - \Lambda I 1120)$ 、上渡一木地区 $(I - \Lambda I 1121)$ 、大平地区 (I - 1122)、谷一木 B 地区 (I - 1280)、 正法寺地区 (I-1281)、小畑地区 (I-1282)、西土居地区 (I-1283)、西土居 B 地区 (I-1284)、小 倉B地区(I-1285)、水根地区(I-1286)、北村B地区(I-1287)、上渡一木B地区(I-1539)、坂 根地区 ($\Pi - 2335$)、坂根B地区 ($\Pi - 2336$)、坂根C地区 ($\Pi - 2337$)、長瀬B地区 ($\Pi - 2339$)、奥長瀬 地区 $(\Pi - 2340)$ 、谷一木C地区 $(\Pi - 2341)$ 、谷一木D地区 $(\Pi - 2342)$ 、渡一木D地区 $(\Pi - 2343)$ 、下 曳田C地区(II-2344)、正法寺B地区(II-人工 2345)、引野地区(II-2346)、佐貫地区(II-2347)、 中村地区(II-2348)、水根B地区(II-2349)、水根C地区(II-2350)、水根D地区(II-2351)、水根 E地区 (Π -2352)、荒倉地区 (Π -2353)、水根F地区 (Π -2354)、山上地区 (Π -2355)、山上B地区 (Π −2356)、西土居C地区(Π −2357)、小倉C地区(Π −2358)、小倉D地区(Π −2359)、小倉E地区 (II −2360)、牛戸地区(II −2361)、牛戸B地区(II −2362)、本鹿地区(II −2363)、小河内地区(II − 2364)、小河内B地区(Ⅱ-2365)、小河内C地区(Ⅱ-2366)、神馬C地区(Ⅱ-2367)、湯谷地区(Ⅱ-2368)、小畑地区 (Π −2369)、田中地区 (Π −2370)、河原畑地区 (Π −2371)、落河内地区 (Π −2372)、 落河内B地区(Ⅱ-2373)、落河内C地区(Ⅱ-2374)、落河内D地区(Ⅱ-2375)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局並びに鳥取市役 所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第314号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の 規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 Щ 博

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

智頭町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

(3) 土砂災害警戒区域の名称

中島川 (I-1-1-15-2)、大町谷川 (I-1-1-15-3)、牛臥川 (I-1-1-15-4)、湯屋川 (I-1-1-15-5)、小谷川(I-1-1-15-6)、会下谷川(I-1-1-15-7)、小松谷川(I-1-1-15-8)、妙法寺川 (I-1-1-15-9)、スガ谷川 (I-1-1-15-10)、ゴマ谷川 (I-1-1-15-10)1-15-11)、黒本川(I-1-1-15-12)、鳥谷川(I-1-1-15-38)、上市瀬谷川(I-1-1-15 -39)、市ノ奥川 (I-1-1-15-40)、右ノ奥川 (I-1-1-15-41)、大市瀬谷川 (I-1-1-15 -42)、地主本川(I-1-1-15-43)、倉谷川(I-1-1-15-45)、毛谷川(I-1-1-15-46)、 皆地谷川(I-1-1-15-47)、宮谷川(I-1-1-15-48)、西野谷川(I-1-1-15-49)、釼谷川 (I-1-1-15-50)、天王谷川(I-1-1-15-51)、浅見川(I-1-1-15-52)、宮ノ前川(I-1-1-15-53)、綾木谷川 (I-1-1-15-55)、上田川 (I-1-1-15-56)、寺谷川 (I-1-1-15-56)15-57)、小倉谷川 (I-1-1-15-58)、鳴畑川 (I-1-1-15-59)、ネギ谷川 (I-1-1-15-60)、 車谷川 (I-1-1-15-61)、上河合谷川 (I-1-1-15-62)、木下川 (I-1-1-15-63)、崖ノ谷 川(I-1-1-15-65)、滝谷川(I-1-1-15-139)、家谷川(I-1-1-15-140)、家ノ谷川(I -1-1-15-146)、天王谷川(I-1-1-15-147)、堂ノ谷川(I-1-1-15-148)、米原川(I-1-1-15-150)、中島下谷川($\Pi-1-1-15-1$)、上湯屋谷川($\Pi-1-1-15-2$)、上ヤキ谷川(Π -1-1-15-5)、西大呂谷川(II-1-1-15-6)、上毛谷川(II-1-1-15-13)、サギ谷川(II-1-1-15-13)、サギ谷川(II-1-1-15-13)、サギ谷川(II-1-1-15-13)、 1-1-15-56)、柳谷川 ($\Pi-1-1-15-57$)、河合谷川 ($\Pi-1-1-15-58$)、下ノ谷川 ($\Pi-1-1$ -15-63)、新田川($\Pi-1-1-15-64$)、ショウジ畑下川($\Pi-1-1-15-65$)、ショウジ畑上川($\Pi-1-1-15-65$)、ショウジ畑上川($\Pi-15-65$)、 1-1-15-66)、小火打川($\Pi-1-1-15-70$)、向山川($\Pi-1-1-15-71$)、下山根川($\Pi-1-1$ -15-73)、大峪川(II-1-1-15-74)

(4) 土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり。

- 2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称 智頭町
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (3) 土砂災害警戒区域の名称

市瀬A地区(I-530)、市瀬B地区(I-531)、中島地区(I-532)、鳥ノ巣地区(I-533)、板井原 A地区(I-534)、板井原B地区(I-535)、板井原C地区(I-536)、下町地区(I-537)、上町地区 (I-577)、篠坂地区 (I-579)、下毛谷A地区 (I-580)、上毛谷地区 (I-582)、下大内地区 (I-580)583)、大内B地区(I-585)、酒屋地区(I-587)、郷原地区(I-603)、郷原B地区(I-604)、米原 地区 (I-605)、西野地区 (I-606)、浅見A地区 (I-607)、浅見B地区 (I-608)、芦津A地区 (I -609)、芦津B地区(I-610)、芦津C地区(I-611)、八河谷地区(I-612)、湯屋地区(I-1138)、 大呂地区 (I-1139)、上市場C地区 (I-1311)、上市場D地区 (I-1312)、芦津D地区 (I-1315)、 芦津E地区(I-1316)、市瀬C地区(I-1321)、湯屋B地区(I-1327)、大呂中島地区(I-1332)、 芦津F地区(I-1334)、郷原第2地区(II-2454)、市瀬D地区(II-2455)、市瀬E地区(II-2456)、 上市場 E 地区 ($\Pi - 2464$)、黒本地区 ($\Pi - 2466$)、黒本 B 地区 ($\Pi - 2467$)、板井原 C 地区 ($\Pi - 2533$)、 板井原D地区(Ⅱ-2534)、八河谷B地区(Ⅱ-2535)、芦津G地区(Ⅱ-2536)、芦津H地区(Ⅱ-2537)、 大呂B地区(II-2538)、大呂C地区(II-2539)、浅見C地区(II-2540)、浅見D地区(II-2541)、西 野B地区(Π -2542)、下毛谷B地区(Π -2544)、下毛谷C地区(Π -2545)、篠坂B地区(Π -2546)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局並びに智頭町役 場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第315号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の 規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 茥 博

- 1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称 八頭町
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - (3) 土砂災害警戒区域の名称

柏谷川 (I-1-1-9-1)、頓正寺谷川 (I-1-1-9-2)、金屋谷川 (I-1-1-9-3)、宿 谷川 (I-1-1-9-4)、鷹匠谷川 (I-1-1-9-5)、高上谷川 (I-1-1-9-6)、新部荘谷 川(I-1-1-9-8)、栗谷川(I-1-1-9-9)、国荘谷川(I-1-1-9-10)、新荘谷川(I - 1 - 1 - 9 - 11)、観音谷川 (I - 1 - 1 - 9 - 12)、糸谷川 (I - 1 - 1 - 9 - 13)、長品谷川 (I - 1 -1-9-14)、志子部谷川 (I-1-1-9-15)、シイザキ谷川 (I-1-1-9-16)、谷本谷川 (I-1-1-9-17)、上ヶ谷川(I-1-1-9-19)、銭神谷川(I-1-1-9-20)、加丈谷川(I-1-1- 9-21)、丸尾谷川 (I-1-1-9-22)、上ヶ谷川 (I-1-1-9-23)、家ノ奥南谷川 (I-1-1 -9-24), 家ノ奥本谷川(I-1-1-9-25)、大谷川(I-1-1-9-26)、藤足谷川(I-1-1-9-28)、財ノ木谷川 (I-1-1-9-29)、森ヶ谷川 (I-1-1-9-30)、芦谷川 (I-1-1-9-31)、下野谷川 (I-1-1-9-32)、上野谷川 (I-1-1-9-33)、手尾谷川 (I-1-1-9-34)、 山根谷川 (I-1-1-9-35)、ソフテケ谷川 (I-1-1-9-36)、ビワガ谷川 (I-1-1-9-37)、 釈迦堂谷川 (I-1-1-9-38)、宮ノ下川 (I-1-1-9-39)、宮ノ下モ谷川 (I-1-1-9-40)、 大平谷川(I-1-1-9-41)、宮谷川(I-1-1-9-42)、砂子谷川(I-1-1-9-43)、紙屋谷 川 (I-1-1-9-45)、和庄谷川 (I-1-1-9-46)、西小谷川 (I-1-1-9-47)、西小谷下川 (I-1-1-9-48)、下ノ谷川(I-1-1-9-49)、喜和井谷川(I-1-1-9-51)、道谷川(I - 1-1-9-52)、和見谷川 (I-1-1-9-53)、桃ヶ谷川 (I-1-1-9-56)、間谷下川 (II-1 - 1 - 9 - 1)、長品上谷川(Ⅱ - 1 - 1 - 9 - 2)、森谷川(Ⅱ - 1 - 1 - 1 - 9 - 3)、杉ノ奥谷川(Ⅱ - 1 -1-9-4)、梨木谷川($\Pi-1-1-9-5$)、荒神谷川($\Pi-1-1-9-6$)、鞍内谷川($\Pi-1-1-9-6$) 9-7)、荒神谷川 ($\Pi-1-1-9-8$)、段ノ谷川 ($\Pi-1-1-9-9$)、譲葉谷川 ($\Pi-1-1-9-9$) 10)、彼岸谷川(Ⅱ-1-1-9-11)、畑ヶ谷川(Ⅱ-1-1-9-12)、下野大谷川(Ⅱ-1-1-9-13)、 寺谷川 ($\Pi-1-1-9-15$)、坊主ヶ谷川 ($\Pi-1-1-9-16$)、宮ノ下谷川 ($\Pi-1-1-9-17$)、宮 ノ谷川 ($\Pi-1-1-9-18$)、ビハケ谷川 ($\Pi-1-1-9-19$)、間谷川 ($\Pi-1-1-1-9-20$)、水無谷 川 ($\Pi-1-1-9-21$)、柳谷川 ($\Pi-1-1-9-22$)、上ミ谷川 ($\Pi-1-1-9-23$)、恵牙ノ谷川 (Π -1-1-9-24)

- (4) 土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり。
- 2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称 八頭町
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

大江A地区 (I-385)、大江B地区 (I-386)、大江C地区 (I-387)、大江D地区 (I-388)、下野 A地区(I-389)、下野B地区(I-390)、塩上地区(I-391)、殿下土居地区(I-392)、新庄地区(I -393)、志子部地区(I-394)、西谷A地区(I-395)、西谷B地区(I-396)、西谷C地区(I-397)、 見槻中地区(I-398)、福井地区(I-399)、大江E地区(I-1114)、大江F地区(I-1115)、下野C 地区(I-1116)、水口地区(I-1117)、薬師団地地区(I-1271)、薬師団地B地区(I-1272)、塩上 B地区 (I-1273)、志子部 B地区 (I-1274)、下野D地区 (I-1275)、大江G地区 (I-1276)、大江 J地区(I-1279)、殿寺土居地区(I-人工 12)、坂田地区(I-人工 13)、船岡倉内地区(I-2305)、 丸山地区 (Π -2306)、見槻中地区 (Π -2307)、塩上C地区 (Π -2308)、塩上E地区 (Π -2310)、西谷 D地区 (Π −2311)、見槻地区 (Π −2312)、志子部C地区 (Π −2313)、志子部D地区 (Π −2314)、志子 部E地区(Ⅱ-2315)、橋本地区(Ⅱ-2316)、橋本B地区(Ⅱ-2317)、橋本C地区(Ⅱ-2318)、橋本D 地区 $(\Pi - 2319)$ 、下野E地区 $(\Pi - 2320)$ 、下野F地区 $(\Pi - 2321)$ 、下野G地区 $(\Pi - 2322)$ 、下野 I 地 区 ($\Pi - 2324$)、下野 J 地区 ($\Pi - 2325$)、下野 K 地区 ($\Pi - 2326$)、下野 L 地区 ($\Pi - 2327$)、下野 M 地区 (Ⅱ-2328)、下野N地区(Ⅱ-2329)、大江K地区(Ⅱ-2330)、大江L地区(Ⅱ-2331)、大江M地区(Ⅱ -2332)、大江N地区(Ⅱ-2333)、大江O地区(Ⅱ-2334)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局並びに八頭町役 場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第316号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の 規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 博

- 1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称 湯梨浜町
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 十石流
 - (3) 土砂災害警戒区域の名称

橋津谷川(I-2-20-17-1)、宇野西谷川(I-3-23-17-2)、宇野東谷川(I-3-23-17-3)、 上橋津谷川 (I-2-20-17-4)、南谷下谷川 (I-2-20-17-5)、南谷上谷川 (I-2-20-17-6)、 泊谷川 (I-3-22-18-1)、小浜川 (I-3-21-18-3)、原谷川 (I-2-28-18-4)、中橋津谷川 $(\Pi - 2 - 20 - 17 - 1)$

- (4) 土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり。
- 2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称 湯梨浜町
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (3) 土砂災害警戒区域の名称

宇野地区(I-689)、橋津地区(I-690)、上橋津地区(I-691)、南谷1地区(I-692)、南谷2地 区 (I-693)、田後地区 (I-694)、小浜 1 地区 (I-695)、小浜 2 地区 (I-696)、石脇地区 (I-697)、 泊地区 (I-698)、種ヶ谷地区 (I-699)、泊地区 (I-700)、園地区 (I-701)、原地区 (I-702)、 橋津2地区(I-1373)、宇野3地区(I-1374)、宇野2地区(I-1375)、上橋津3地区(I-1376)、 南谷 4 地区 (I-1377)、南谷 3 地区 (I-1378)、宇谷地区 (I-1379)、原 2 地区 (I-1380)、筒地地 区(Ⅰ-人工 36)、橋津6地区(Ⅱ-2637)、橋津7地区(Ⅱ-2638)、上橋津2地区(Ⅱ-2639)、田後2 地区 (Π - 2640)、田後 3 地区 (Π - 2641)、宇谷 2 地区 (Π - 2642)、原 3 地区 (Π - 2643)、原 4 地区 (Π 原5地区(Ⅱ-2649)、宇谷3地区(Ⅱ-2650)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに湯梨浜町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 317 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の 規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 博

- 1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称 倉吉市
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - (3) 土砂災害警戒区域の名称

小路谷川 (I-1-2-16-1)、深谷川 (I-1-2-16-3)、桑谷川 (1) (I-1-2-16-4)、桑 谷川(2)(I-1-2-16-5)、西円谷川(I-1-2-16-20)、絵下谷川(I-1-2-16-21)、駄経 寺谷川(I-1-2-16-22)、住吉谷川(I-1-2-16-23)、葵東谷川(I-1-2-16-24)、葵谷川 (I-1-2-16-25)、葵中谷川(I-1-2-16-26)、葵西谷川(I-1-2-16-27)、浅田谷川(I-1-2-16-27)-1-2-16-28)、浅田谷川(I-1-2-16-29)、長谷川(I-1-2-16-30)、稲置谷川(I-1-2-16-31)、みどり下谷川 (I-1-2-16-32)、みどり中谷川 (I-1-2-16-33)、みどり上谷川 (I-1-2-16-34)、大谷川(I-1-2-16-35)、源三郎谷川(I-1-2-16-36)、汗干谷川(I-1- 2-16-52)、クラン谷川(I-1-2-16-53)、大河内東谷川(I-1-2-16-54)、森谷川(I-1 - 2-16-55)、釜谷川(I-1-2-16-56)、忰谷中谷川(I-1-2-16-57)、忰谷東谷川(I-1-2-16-58)、清水谷川(I-1-2-16-59)、西高尾谷川(I-1-2-16-60)、杉谷川(I-1-2-16-60) 16-61)、椋波下谷川(I-1-2-16-62)、棚谷川(I-1-2-16-63)、官野平谷川(I-1-2-16 -64)、大亀谷川(I-1-2-16-65)、志村川(I-1-2-16-66)、北ヶ谷川(I-1-2-16-67)、 上大立谷川(I-1-2-16-68)、大立上谷川(I-1-2-16-69)、大立下谷川(I-1-2-16-70)、 富海川(I - 1 - 2 -16-74)、富海西谷川(I - 1 - 2 -16-75)、鴨河内谷川(I - 1 - 2 -16-76)、鴨 河内下谷川 (I-1-2-16-77)、セトの谷川 (I-1-2-16-78)、広瀬谷川 (I-1-2-16-79)、 荒神谷川(I-1-2-16-80)、大谷谷川(I-2-26-16-82)、原谷谷川(I-2-26-16-83)、原谷 下谷川 (I-2-26-16-84)、北面下谷川 (I-2-26-16-85)、北面上谷川 (I-2-26-16-86)、北 面南谷川 (I-2-26-16-87)、コモノコ谷川 (I-1-2-16-88)、福庭北谷川 (I-1-2-16-89)、

福庭東谷川(I-1-2-16-90)、福庭東上谷川(I-1-2-16-93)、旭北下谷川(I-1-2-16-94)、旭北中谷川 (I-1-2-16-95)、みどり東谷川 (I-1-2-16-99)、みどり南谷川 (I-1-2-16-99)-16-100)、清水北谷川 (I-1-2-16-101)、フラン東谷川 (I-1-2-16-102)、フラン西谷川 (I-1-2-16-103)、大立東谷川(I -1-2-16-104)、中福積谷川(II -1-2-16-1)、米田谷川(II -1-2-16-4)、森南谷川(II-1-2-16-7)、下汗干谷川(II-1-2-16-8)、奥汗干谷川(II-1-2-16-9)、フラン谷川(II-1-2-16-10)、赤瀬谷川(II-1-2-16-11)、下森谷川(II-1-2-16-11)、下森谷川(II-1-2-16-11)、 2-16-19)、富海下谷川($\Pi-1-2-16-22$)、富海中谷川($\Pi-1-2-16-23$)、富海東谷川($\Pi-1$ -2-16-24)、大宮下谷川(II-1-2-16-25)、岩倉川(II-1-2-16-26)、下谷川(II-1-2-16-26)、下谷川(II-1-2-16-26) 16-27)、上谷川($\Pi-1-2-16-28$)、大王谷川($\Pi-1-2-16-29$)、南大王谷川($\Pi-1-2-16$ -30)、広瀬川 ($\Pi - 1 - 2 - 16 - 31$)、下広瀬谷川 ($\Pi - 1 - 2 - 16 - 32$)、上広瀬谷川 ($\Pi - 1 - 2 - 16$ -33)、鴨河内中谷川(II-1-2-16-34)、広谷川(II-1-2-16-36)、北面北谷川(II-1-2-16-38)、野田谷川($\Pi-1-2-16-39$)、岩倉南谷川($\Pi-1-2-16-41$)、大王北谷川($\Pi-1-2-16$ -42)、桜谷川 ($\Pi - 1 - 2 - 16 - 43$)、横手南川 ($\Pi - 1 - 2 - 16 - 44$)、横手北川 ($\Pi - 1 - 2 - 16 - 45$)、 野田南谷川 (II - 2 - 26 - 16 - 46)、北面東谷川 (II - 2 - 26 - 16 - 47)

- (4) 土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり。
- 2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称 倉吉市
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (3) 土砂災害警戒区域の名称

清谷1地区(I-613)、清谷2地区(I-614)、清谷3地区(I-615)、山根地区(I-619)、駄経寺 町2地区(I-633)、駄経寺町地区(I-634)、住吉町地区(I-635)、東町地区(I-636)、仲ノ町地 区 (I-637)、長谷地区 (I-638)、余戸谷町地区 (I-639)、みどり町 2地区 (I-640)、八幡町地区 (I-641)、尾原1地区(I-644)、尾原2地区(I-645)、穴田地区(I-646)、鋤地区(I-647)、 津原地区(I-648)、谷1地区(I-649)、別所3地区(I-650)、勝負谷地区(I-651)、秋喜地区(I -652)、国府地区(I-653)、下米積1地区(I-655)、下米積2地区(I-656)、妻ノ神地区(I-657)、 上福田1地区(I-658)、上福田2地区(I-659)、服部1地区(I-660)、福積1地区(I-661)、福 積2地区(I-662)、岡地区(I-663)、大立地区(I-664)、上大立地区(I-665)、松尾地区(I-666)、河来見地区(I-667)、下忰谷地区(I-668)、杉野地区(I-669)、中野地区(I-670)、忰谷 地区 (I-671)、椋波地区 (I-672)、立見地区 (I-673)、大河内地区 (I-674)、上米積地区 (I-674)675)、三江地区(I-676)、福本地区(I-677)、沢谷地区(I-678)、黒見地区(I-679)、尾田地区 (I-680)、志津地区(I-681)、中田1地区(I-683)、中田2地区(I-684)、生竹地区(I-685)、 岩倉地区(I-687)、広瀬地区(I-688)、福庭東地区(I-1140)、山根2地区(I-1141)、米田地区 (I-1143)、谷 2 地区 (I-1146)、森地区 (I-1147)、清谷 4 地区 (I-1335)、清谷 5 地区 (I-1336)、 福庭3地区(I-1338)、円谷2地区(I-1351)、米田町2地区(I-1352)、住吉町2地区(I-1353)、 北面地区(I-1355)、別所地区(I-1356)、鋤2地区(I-1357)、鍛冶町地区(I-1358)、余戸谷町 2地区(I-1359)、大宮地区(I-1360)、秋喜2地区(I-1361)、福光地区(I-1362)、生竹2地区 (I-1363)、上米積2地区(I-1364)、福富地区(I-1365)、大河内2地区(I-1366)、忰谷2地区 (I-1367)、桜地区(I-1368)、岡2地区(I-1369)、大立2地区(I-1370)、山根3地区(I-1371)、 服部 3 地区(I-1372)、瀬崎町地区(I-人工 31)、みどり町 1 地区(I-人工 33)、服部 2 地区(I-人工 35)、山根 4 地区 (Π - 2569)、駄経寺地区 (Π - 2579)、大谷地区 (Π - 2582)、別所 2 地区 (Π - 2584)、 仲ノ町 2 地区 (Ⅱ-2586)、富海地区 (Ⅱ-2587)、富海 2 地区 (Ⅱ-2588)、富海 3 地区 (Ⅱ-2589)、富 海4地区(II-2590)、富海5地区(II-2591)、富海6地区(II-2592)、岩倉地区(II-2593)、菅原地 区(Ⅱ-2594)、菅原2地区(Ⅱ-2595)、広瀬2地区(Ⅱ-2596)、広瀬3地区(Ⅱ-2597)、広瀬4地区 (II - 2598)、広瀬 5 地区 (II - 2599)、広瀬 6 地区 (II - 2600)、広瀬 7 地区 (II - 2601)、広瀬 8 地区 (II-2602)、広瀬 9 地区(Π -2603)、広瀬 10 地区(Π -2604)、広瀬 11 地区(Π -2605)、鴨河内地区(Π -2606)、鴨河内 2 地区(Π -2607)、上古川地区(Π -2608)、志津 2 地区(Π -2609)、三江 2 地区(Π -2610)、上米積 3 地区(Π -2611)、福富 2 地区(Π -2612)、沢谷地区(Π -2613)、志津 3 地区(Π -2614)、大河内 3 地区 (Π −2615)、大河内 4 地区 (Π −2616)、大河内 5 地区 (Π −2617)、服部 4 地区 (Π -2618)、服部 5 地区(Π -2619)、服部 6 地区(Π -2620)、桜 2 地区(Π -2621)、般若地区(Π -2622)、 般若 2 地区(Ⅱ-2623)、般若 3 地区(Ⅱ-2624)、大立 3 地区(Ⅱ-2625)、椋波地区(Ⅱ-2626)、椋波 2 地区 (Π −2627)、大立 3 地区 (Π −2628)、大立 4 地区 (Π −2629)、大立 5 地区 (Π −2630)、立見 2 地区($\Pi - 2631$)、河来見地区($\Pi - 2632$)、河来見 2 地区($\Pi - 2633$)、河来見 3 地区($\Pi - 2634$)、上神 地区 (Ⅱ-2636)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役 所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第318号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の 規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 Щ 博

- 1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称 琴浦町
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - (3) 土砂災害警戒区域の名称

前谷川(I-2-21-24-1)、八反田谷川(I-2-21-24-2)、宮場谷川(I-2-21-24-3)、湯 の谷川 (I-2-21-24-4)、湯中谷川 (I-2-21-24-5)、中湯の谷川 (I-2-21-24-6)、湯の 谷川(I-2-21-24-7)、オガモ谷川(I-2-21-24-8)、杉地谷川(I-2-21-24-9)、公文寺 谷川 (I-2-22-24-10)、市倉谷川 (I-2-22-24-11)、今田上谷川 (I-2-22-24-13)、サイ谷 川(I-2-22-24-14)、洗川(I-2-22-24-15)、上赤松谷川(I-2-22-24-16)、下赤松谷川(I- 2-22-24-17)、北の谷川(I-2-22-24-18)、倉の谷川(I-2-22-24-19)、安住の谷川(I-(1-2-22-24-20)、山田谷川 (1-2-22-24-21)、大谷川 (1-2-23-24-22)、岩本谷川 (1-2-23-24-21)-24-23)、下見谷川(I-2-21-24-24)、野井倉谷川(I-2-21-24-25)、上野井倉谷川(I-2-2-21-24-25)、上野井倉谷川(I-2-2-21-24-25)、 21-24-26)、西大杉谷川(I-2-22-24-27)、一垣谷川(I-2-27-25-1)、中村谷川(I-2-27-25-2)、上中村谷川(I-2-27-25-3)、南中村谷川(I-2-27-25-4)、北中村谷川(I-2-27-25-4)、北中村谷川(I-2-27-25-4) 27-25-5)、宮木谷川(I-2-24-25-9)、上宮木谷川(I-2-24-25-10)、佐崎谷川(I-2-24 -25-13)、下国実谷川(I-2-24-25-14)、上国実谷川(I-2-24-25-15)、光好谷川(I-2-21-24-1)、下今田谷川($\Pi-2-22-24-2$)、三木谷川($\Pi-2-21-24-3$)、今田谷川($\Pi-2-22$ -24-4)、原谷川 (II-2-22-24-5)、上西大杉谷川 (II-2-26-24-6)、倉坂谷川 (II-2-26-24-7)、一ツ屋谷川(II-2-22-24-8)、上岩本谷川(II-2-23-24-9)、奥中村谷川(II-2-2-23-24-9)、

27-25-1)、下太一垣谷川(II-2-27-25-9)、太一垣谷川(II-2-27-25-10)、中村下谷川(II-27-25-10)、中村下谷川(II-27-25-10)、 2-27-25-11)、上中村南谷川(II-2-27-25-12)

(4) 土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり。

- 2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称 琴浦町
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (3) 土砂災害警戒区域の名称

八橋 1 地区(I-823)、八橋 2 地区(I-824)、八橋 3 地区(I-825)、栗子地区(I-826)、清水地 区 (I-827)、三軒家地区 (I-828)、岩本地区 (I-829)、一ツ屋地区 (I-830)、倉坂1地区 (I-831)、倉坂2地区(I-832)、釛地区(I-833)、西公文地区(I-834)、山田地区(I-835)、東山田 地区(I-836)、大杉地区(I-837)、今田地区(I-838)、福永地区(I-839)、赤松地区(I-840)、 野田地区 (I-841)、上光好地区 (I-842)、杉地地区 (I-843)、古長地区 (I-844)、上三本杉地区 (I-845)、野井倉地区(I-846)、赤崎地区(I-847)、亀崎地区(I-848)、朝日町地区(I-849)、 八幡地区(I-850)、梅田地区(I-851)、上別所1地区(I-852)、佐崎地区(I-853)、太一垣地区 (I-854)、竹内地区(I-855)、下中村地区(I-859)、上中村地区(I-860)、尾張地区(I-861)、 上法万地区(I-1153)、下見地区(I-1154)、新田地区(I-1155)、上別所 2 地区(I-1160)、別宮 地区(I-1417)、大杉 2 地区(I-1418)、八橋 4 地区(I-1419)、佐崎 2 地区(I-1420)、中村地区 (I-1421)、竹内 2 地区 (I-1422)、杉地 2 地区 (II-2827)、別宮 2 地区 (II-2828)、公文地区 (II-2829)、公文2地区(II-2830)、福永2地区(II-2831)、八橋5地区(II-2832)、八橋6地区(II-2833)、八橋8地区(Ⅱ-2835)、八橋9地区(Ⅱ-2836)、八橋10地区(Ⅱ-2837)、尾張2地区(Ⅱ-2838)、 太一垣2地区(Ⅱ-2839)、太一垣3地区(Ⅱ-2840)、太一垣4地区(Ⅱ-2841)、太一垣5地区(Ⅱ-2842)、 中村 2 地区 (Π - 2843)、中村 3 地区 (Π - 2844)、中村 4 地区 (Π - 2845)、中村 5 地区 (Π - 2846)、松 谷 5 地区 (II - 2855)、赤崎 2 地区 (II - 2856)、別所地区 (II - 2857)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役 場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第319号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の 規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 博

- 1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称 南部町
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 十石流
 - (3) 土砂災害警戒区域の名称

家の奥谷川 (I-1-3-28-3)、赤谷川 (I-1-3-28-4)、沢の谷川 (I-1-3-28-5)、早 稲田(I-1-3-28-6)、入蔵一(I-1-3-28-7)、戈ノ神川(I-1-3-28-8)、大谷原川(I

- 1 - 3 - 28 - 9)、岡の谷川(I - 1 - 3 - 28 - 10)、中慎原(I - 1 - 3 - 28 - 12)、慎原(I - 1 - 3 -28-13)、後口土谷(I-1-3-28-15)、家の奥川(I-1-3-28-16)、西谷川(I-1-3-28-17)、 南谷川 (I-1-3-28-18)、栃谷 (I-1-3-28-19)、上サコ川 (I-1-3-28-21)、青木谷川 (I -3-28-24)、上口(I-1-3-28-26)、フクヨリアラコ(I-1-3-28-27)、丸谷川(I-1-3 -28-28)、下谷川 (I-1-3-28-29)、門ノ谷 (I-1-3-28-30)、家の奥谷 (I-1-3-28-31)、 寺林川 (I-1-3-28-33)、倭二 (I-1-3-28-34)、倭一 (I-1-3-28-35)、ミソ木谷川 (I -1-3-28-36)、大谷川(I-1-3-28-37)、椿谷川(I-1-3-28-38)、奥絹屋二(I-1-3 -28-39)、鍋倉谷(I-1-3-28-40)、与一谷一(I-1-3-28-41)、北方(I-1-3-28-42)、 福成五(I-1-3-28-43)、境(I-1-3-28-44)、奥絹屋一(I-1-3-28-44)、桜ヶ寺(I-1-3-28-45)、山の神谷 (I-1-3-28-46)、入蔵四 (I-1-3-28-47)、入蔵三 (I-1-3-28-48)、下中谷(I-1-3-28-49)、二桝川(I-1-3-28-50)、栗ヶ谷川(I-1-3-28-51)、 法勝寺二(I-1-3-28-52)、法勝寺三(I-1-3-28-53)、宮の谷川(I-1-3-28-54)、清水 川(I-1-3-28-55)、絹屋川(I-1-3-28-56)、奥絹屋四(I-1-3-28-57)、奥絹屋三(I -1-3-28-58)、猪小路四(I-1-3-28-59)、福成四(I-1-3-28-60)、福成三(I-1-3 -28-61)、福成一(I-1-3-28-62)、御内谷川(I-1-3-29-1)、御内谷一(I-1-3-29- 3)、高姫(I-1-3-29-4)、宮ノ川(I-1-3-29-5)、荒神谷川(I-1-3-29-7)、縄 平川 (I-1-3-29-8)、田住川 (I-1-3-29-9)、南川 (I-1-3-29-10)、北川 (I-1-3-29-11)、宮前(I-1-3-29-12)、天万(I-1-3-29-13)、奥高姫川(I-1-3-29-14)、 大木屋三 ($\Pi - 1 - 3 - 28 - 2$)、大木屋四 ($\Pi - 1 - 3 - 28 - 3$)、栃谷川 ($\Pi - 1 - 3 - 28 - 4$)、大木屋 二(Ⅱ-1-3-28-5)、大木屋一(Ⅱ-1-3-28-6)、笹畑(Ⅱ-1-3-28-7)、大河内(Ⅱ-1 $(\Pi - 3 - 28 - 8)$ 、赤谷川 $(\Pi - 1 - 3 - 28 - 9)$ 、大熊谷川 $(\Pi - 1 - 3 - 28 - 10)$ 、赤谷二 $(\Pi - 1 - 3 - 28 - 10)$ -11)、寺谷川 (II-1-3-28-12)、入蔵五 (II-1-3-28-13)、家の上 (II-1-3-28-16)、入 蔵二 ($\Pi-1-3-28-17$)、能竹二 ($\Pi-1-3-28-19$)、能竹一 ($\Pi-1-3-28-20$)、上鴨部二 (Π 28-27)、中 (II-1-3-28-28)、アケダ (II-1-3-28-29)、今長二 (II-1-3-28-30)、馬佐 良二 ($\Pi - 1 - 3 - 28 - 33$)、馬佐良一 ($\Pi - 1 - 3 - 28 - 34$)、屋谷 ($\Pi - 1 - 3 - 28 - 35$)、菖蒲谷 ($\Pi - 1 - 3 - 28 - 35$)、 1-3-28-37)、道河内(II-1-3-28-38)、武信(II-1-3-28-39)、門ノ谷(II-1-3-28-40)、鍋倉(II-1-3-28-45)、与一谷一(II-1-3-28-47)、猪小路六(II-1-3-28-48)、 猪小路五(Π -1-3-28-49)、猪小路三(Π -1-3-28-51)、猪小路二(Π -1-3-28-52)、猪小 路一 ($\Pi - 1 - 3 - 28 - 53$)、上峠川 ($\Pi - 1 - 3 - 28 - 55$)、古谷 ($\Pi - 1 - 3 - 28 - 56$)、長土谷 ($\Pi - 1$ -3-28-57)、ヒレガサト (II-1-3-28-58)、ユルギ谷 (II-1-3-28-59)、大倉山 (II-1-3(II-1-3-28-60)、山田谷川 (II-1-3-28-61)、マツガザコ (II-1-3-28-62)、下阿賀 (II-1-3-28-62)-63)、福成二($\Pi-1-3-28-64$)、金田($\Pi-1-3-29-1$)、金井谷($\Pi-1-3-29-3$)、明神 谷 (Π -1-3-29-4)、朝金 (Π -1-3-29-5)、浅井 (Π -1-3-29-6)、御内谷二 (Π -1-3 - 29 - 7

- (4) 土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり。
- 2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称 南部町
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (3) 土砂災害警戒区域の名称

坂根地区 (I-910)、猪小路地区 (I-911)、法勝寺地区 (I-912)、馬場地区 (I-913)、徳長地区 (I-914)、伐株地区 (I-915)、馬場 2 地区 (I-916)、城山地区 (I-917)、南谷地区 (I-918)、南谷 2

地区(I-919)、早田地区(I-920)、大河内地区(I-921)、二桝地区(I-922)、八子地区(I-923)、 掛相地区(I-924)、境地区(I-925)、西原地区(I-927)、田住地区(I-928)、上野地区(I-929)、 池野地区(I-930)、井上地区(I-931)、奥高地区(I-932)、浅井地区(I-934)、浅井2地区(I-935)、宮前2地区(I-936)、峰地区(I-1164)、猪小路2地区(I-1165)、縄平地区(I-1166)、西原 地区(I-1167)、鶴田1地区(I-1168)、鶴田2地区(I-1169)、鴨部地区(I-1437)、鴨部2地区(I -1438)、鴨部 3 地区(I-1439)、鴨部 4 地区(I-1440)、鴨部 5 地区(I-1441) 武信地区(I-1442)、 能竹地区(I-1443)、中地区(I-1444)、中2地区(I-1445)、八金地区(I-1446)、東上地区(I-1447)、東上2地区(I-1448)、下中谷地区(I-1449)、下中谷2地区(I-1450)、浅井3地区(I-1451)、 朝金地区(I-1452)、西町地区(I-人工 47)、福成地区(II-2878)、福成 2 地区(II-2879)、原地区(II-2880)、倭地区(II-2881)、猪小路 3 地区(II-2882)、与一谷地区(II-2883)、与一谷 2 地区(II-2884)、 鍋谷地区(Ⅱ-2885)、鍋谷2地区(Ⅱ-2886)、落合地区(Ⅱ-2887)、落合2地区(Ⅱ-2888)、馬場3地 区 (Π - 2889)、馬場 4 地区 (Π - 2890)、馬場 6 地区 (Π - 2892)、絹屋地区 (Π - 2893)、絹屋 2 地区 (Π -2894)、絹屋3地区(Ⅱ-2895)、鴨部6地区(Ⅱ-2896)、鴨部7地区(Ⅱ-2897)、鴨部8地区(Ⅱ-2898) 鴨部9地区(Ⅱ-2899)、鴨部10地区(Ⅱ-2900)、鴨部11地区(Ⅱ-2901)、鴨部12地区(Ⅱ-2902)、徳 長 2 地区 (II - 2903)、徳長 3 地区 (II - 2904)、徳長 4 地区 (II - 2905)、武信 2 地区 (II - 2906)、武信 3 地区 $(\Pi - 2907)$ 、道河内地区 $(\Pi - 2908)$ 、道河内 2 地区 $(\Pi - 2909)$ 、道河内 3 地区 $(\Pi - 2910)$ 、伐株 2地区 $(\Pi - 2911)$ 、伐株 3 地区 $(\Pi - 2912)$ 、伐株 4 地区 $(\Pi - 2913)$ 、伐株 5 地区 $(\Pi - 2914)$ 、能竹 2 地区 (Π -2915)、能竹 3 地区 (Π -2916)、能竹 4 地区 (Π -2917)、能竹 5 地区 (Π -2918)、馬佐良地区 (Π -2919)、馬佐良 2 地区 (Ⅱ -2920)、馬佐良 3 地区 (Ⅱ -2921)、馬佐良 4 地区 (Ⅱ -2922)、中 3 地区 (Ⅱ -2923)、中4地区($\Pi - 2924$)、中5地区($\Pi - 2925$)、中6地区($\Pi - 2926$)、中7地区($\Pi - 2927$)、中8 地区 (Π -2928)、中 9 地区 (Π -2929)、中 10 地区 (Π -2930)、中 11 地区 (Π -2931)、中 12 区 (Π -2932)、 中 13 地区 (Π -2933)、中 14 地区 (Π -2934)、中 15 地区 (Π -2935)、中 16 地区 (Π -2936)、中 17 地区 (Ⅱ-2937)、中18地区(Ⅱ-2938)、中19地区(Ⅱ-2939)、八金2地区(Ⅱ-2940)、八金3地区(Ⅱ-2941)、八金4地区(Ⅱ-2942)、八金5地区(Ⅱ-2943)、八金6地区(Ⅱ-2944)、八金7地区(Ⅱ-2945)、 東上3地区 (Π -2946)、東上4地区 (Π -2947)、東上5地区 (Π -2948)、東上6地区 (Π -2949)、東上 7 地区 (Ⅱ-2950)、東上8 地区 (Ⅱ-2951)、東上10 地区 (Ⅱ-2953)、東上11 地区 (Ⅱ-2954)、東上12 地区(Ⅱ-2955)、東上13地区(Ⅱ-2956)、東上14地区(Ⅱ-2957)、東上15地区(Ⅱ-2958)、東上16 地区 $(\Pi - 2959)$ 、東上 17 地区 $(\Pi - 2960)$ 、下中谷 3 地区 $(\Pi - 2961)$ 、下中谷 4 地区 $(\Pi - 2962)$ 、下中谷 5 地区 (Ⅱ-2963)、下中谷 6 地区 (Ⅱ-2964)、下中谷 7 地区 (Ⅱ-2965)、下中谷 8 地区 (Ⅱ-2966)、下 中谷 9 地区 (Π - 2967)、下中谷 10 地区 (Π - 2968)、上中谷地区 (Π - 2969)、上中谷 2 地区 (Π - 2970)、 上中谷 3 地区 (Π -2971)、上中谷 4 地区 (Π -2972)、上中谷 5 地区 (Π -2973)、上中谷 6 地区 (Π -2974)、 上中谷 7 地区 (Π -2975)、上中谷 8 地区 (Π -2976)、上中谷 9 地区 (Π -2977)、上中谷 10 地区 (Π -2978)、 上中谷 11 地区 (Π -2979)、上中谷 12 地区 (Π -2980)、上中谷 13 地区 (Π -2981)、大木屋地区 (Π -2982)、 大木屋 2 地区 (II - 2983)、大木屋 3 地区 (II - 2984)、大木屋 4 地区 (II - 2985)、大木屋 5 地区 (II - 2986)、 大木屋 6 地区 (II - 2987)、大木屋 7 地区 (II - 2988)、大木屋 8 地区 (II - 2989)、大木屋 9 地区 (II - 2990)、 大木屋 10 地区 (Π -2991)、大木屋 11 地区 (Π -2992)、大木屋 12 地区 (Π -2993)、円山地区 (Π -2994)、 天万地区 ($\Pi - 2995$)、高姫地区 ($\Pi - 2997$)、高姫 2 地区 ($\Pi - 2998$)、井上 3 地区 ($\Pi - 3000$)、井上 4 地 区 $(\Pi - 3001)$ 、金田地区 $(\Pi - 3002)$ 、金田 2 地区 $(\Pi - 3003)$ 、田住 2 地区 $(\Pi - 3004)$ 、田住 3 地区 $(\Pi - 3004)$ -3005)、田住4地区(Ⅱ-3006)、縄平2地区(Ⅱ-3007)、朝金2地区(Ⅱ-3009)、萩名地区(Ⅱ-3011)、 御内谷地区 (Π -3012)、御内谷 2 地区 (Π -3013)、御内谷 3 地区 (Π -3014)、絹屋 4 地区 (Π -人工 2010)、 東上 18 地区 (Ⅱ-人工 2011)、東上 19 地区 (Ⅱ-人工 2012)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所県土整備局並びに南部町役 場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第320号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の 規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 111 菙 博

- 1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称 日野町
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - (3) 土砂災害警戒区域の名称

谷川谷川(I-1-3-37-1)、三谷川(I-1-3-37-2)、舟場川(I-1-3-37-3)、二軒茶 屋川 (I-1-3-37-4)、妻ノ神谷川 (I-1-3-37-5)、みょうけん谷川 (I-1-3-37-6)、 権現谷川(I-1-3-37-7)、ヨウガイ山川(I-1-3-37-8)、オオサコ谷川(I-1-3-37-8) 9)、ヨウガイ山川 (I-1-3-37-10)、ホウブツ谷川 (I-1-3-37-11)、坂口谷川 (I-1-3-37-11)37-13)、寺谷川(I-1-3-3-37-14)、小屋谷川(I-1-3-3-37-15)、後谷川(I-1-3-37-16)、 池の元川 (I-1-3-37-17)、段谷川 (I-1-3-37-18)、湯谷川 (I-1-3-37-20)、鎌谷川 (I -1-3-3-37-21)、土居谷川(I-1-3-37-22)、西畑川(I-1-3-37-23)、倉谷川(I-1-3 -37-24)、濁谷川 (I-1-3-37-25)、若杉谷川 (I-1-3-37-29)、真住川 (I-1-3-37-30)、 中村谷川(I-1-3-37-32)、鈩谷川(I-1-3-37-34)、横路川(I-1-3-37-36)、越谷川(I -1-3-37-37)、門谷川(I-1-3-37-39)、源平谷川(I-1-3-37-40)、三王谷川(I-1-3-37-41)、鉄穴川(I-1-3-37-42)、ヒサシ谷川(I-1-3-37-43)、稗田谷川(I-1-3-37-44)、小川尻川(I-1-3-37-46)、石原谷川(I-1-3-37-51)、津地川(I-1-3-37-52)、 安原川 (I-1-3-37-53)、安原谷川 (I-1-3-37-54)、ミヤダコ谷川 (I-1-3-37-55)、モ チ毛谷川 (I-1-3-37-57)、奥谷川 (I-1-3-37-58)、背戸の谷川 (I-1-3-37-59)、茗荷 谷川(I-1-3-37-60)、中原谷川(I-1-3-37-62)、下黒坂川(I-1-3-37-63)、井手谷(I -1-3-37-64)、上エノ山谷川(I-1-3-37-67)、春日谷川(I-1-3-37-68)、堀尾谷川(I -1-3-37-69)、畑谷川(I-1-3-37-70)、古川谷川(I-1-3-37-72)、ソウズガダニ(I-1-3-37-72)、ソウズガダニ(I-1-3-37-72)、 1-3-37-73)、田ノ坪谷川(I-1-3-37-74)、ソラヤマヒガシビラ(I-1-3-37-76)、ミヤダ $= (I - 1 - 3 - 37 - 77), \forall 7 - 77, \forall 7 - 77,$ タニカミビラ(I-1-3-3-37-80)、タクミ(I-1-3-37-81)、ミヤダニニシビラ(I-1-3-37-800 -82)、カミサコノウエ (I-1-3-37-83)、キタハラ (I-1-3-37-84)、テンノウオク (I-1-3-37-85)、 $N > \emptyset$ $= 7 + 2 \cdot (I-1-3-37-86)$ 、 $N > \emptyset$ $= 7 \cdot (I-1-3-37-87)$ 、 $= 7 \cdot (I-1-37-87)$ (I-1-3-37-88)、カワヒガシ (I-1-3-37-89)、お墓さん川 (I-1-3-37-90)、姫宮下谷 (I-1-3-37-91)、姫宮上谷 (I-1-3-37-92)、イノタニ (I-1-3-37-94)、イノタニ② (I-1-3-37-94)- 1 - 3 - 37 - 95)、ノズダニ(I - 1 - 3 - 37 - 96)、タタラダニ(I - 1 - 3 - 37 - 97)、ヤマノカミバラ (I-1-3-37-99)、ソウズガダニ(I-1-3-37-100)、オオバライエノウエ(I-1-3-37-101)、 タカボウキ(I-1-3-3-37-102)、タケノシタ(II-1-3-37-5)、ウツイダニヤマ(II-1-3-37-6)、ミヤノタニノイチ (II-1-3-37-8)、テラオノヨン (II-1-3-37-9)、ヤナギダニノニ (II-1-3-3-37-10)、カゲ (II-1-3-37-11)、ウスガタニノイチ (II-1-3-37-12)、イチノタニ (II-1-3-37-13)、トチダニオク($\Pi-1-3-37-14$)、バガサコ($\Pi-1-3-37-15$)、ウケノタニカ ゲチ($\Pi - 1 - 3 - 37 - 16$)、ヒコダニ($\Pi - 1 - 3 - 37 - 17$)、ミョウケンダニ($\Pi - 1 - 3 - 37 - 18$)、ム

ガタニ ($\Pi - 1 - 3 - 37 - 19$)、サイノキダニ ($\Pi - 1 - 3 - 37 - 21$)、フセタニヤマ ($\Pi - 1 - 3 - 37 - 22$)、 コダニホンタニ($\Pi - 1 - 3 - 37 - 23$)、イエノソラ($\Pi - 1 - 3 - 37 - 24$)、ヤマノカミザコ($\Pi - 1 - 3$ -37-26)、ミチノウエサコ(II-1-3-37-27)、ナシノキダニカミビラ(II-1-3-37-28)、ヒナビ ラノイチ ($\Pi-1-3-37-29$)、ツツミダニ ($\Pi-1-3-37-30$)、笠谷川 ($\Pi-1-3-37-31$)、ウツ イダニヤマ②($\Pi - 1 - 3 - 37 - 32$)、ミョウゲンダニノロク($\Pi - 1 - 3 - 37 - 33$)、雨隆川($\Pi - 1 - 3$ -37-34)、イノオク (II-1-3-37-35)、柳谷川 (II-1-3-37-36)、森谷川 (II-1-3-37-37)、 カンナボラ ($\Pi - 1 - 3 - 37 - 38$)、キノオク ($\Pi - 1 - 3 - 37 - 39$)、いずのもと谷川 ($\Pi - 1 - 3 - 37 - 39$) 40)、ミツヨシ(II-1-3-37-41)、毛田谷川(II-1-3-37-44)、上峰谷川(II-1-3-37-45)、 野呂谷川(Ⅱ-1-3-37-46)、小原谷川(Ⅱ-1-3-37-47)、岩屋谷川(Ⅱ-1-3-37-48)、イワ タオク($\Pi-1-3-37-49$)、下黒坂谷川($\Pi-1-3-37-50$)、ワナツボダニ($\Pi-1-3-37-51$)、 ヤマノテヤマ($\Pi-1-3-37-52$)、牧場川($\Pi-1-3-37-53$)、カワニシ($\Pi-1-3-37-54$)、タ タラバノウエ($\Pi - 1 - 3 - 37 - 55$)、カワニシヤマ($\Pi - 1 - 3 - 37 - 56$)、カワヒガシ③($\Pi - 1 - 3 - 37 - 56$) 37-57)、カワヒガシ② (II-1-3-37-58)、カワニシニブダニ (II-1-3-37-59)、マルヤマ (II-1-37-59) 1-3-37-60)、道三原谷川 (II-1-3-37-61)、カンダバヤシ (II-1-3-37-62)、ヤマノカミダ $=(\Pi-1-3-37-63)$ 、ノゾキイワ($\Pi-1-3-37-64$)、原奥川($\Pi-1-3-37-65$)、大畑($\Pi-1-37-65$)、大田($\Pi-1-37-65$ 1-3-37-66)、ゴヒャクダ (II-1-3-37-67)、イデ (II-1-3-37-68)、ミヤノマエミチノウエ (II-1-3-37-69)、コウジンバライエノウエ (II-1-3-37-70)、シバノキヤマ (II-1-3-37-70)-71)、観音堂谷川(II-1-3-37-72)

- (4) 土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり。
- 2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称 日野町
 - (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - (3) 土砂災害警戒区域の名称

三谷下地区 (I-1003)、三谷地区 (I-1004)、根雨下町地区 (I-1005)、根雨地区 (I-1006)、野 田地区(I-1007)、金持下地区(I-1008)、金持上地区(I-1009)、三土地区(I-1010)、横路地区 (I-1011)、門地区(I-1012)、別所地区(I-1014)、本郷地区(I-1015)、本郷上地区(I-1016)、 安原地区(I-1017)、安原第2地区(I-1018)、下榎地区(I-1019)、下榎8地区(I-1020)、菅福 地区(I-1022)、黒坂地区(I-1181)、下黒坂地区(I-1182)、秋縄地区(I-1184)、高尾地区(I -1185)、舟場地区(I-1186)、上三栗地区(I-1187)、下榎2地区(I-1487)、金持地区(I-1493)、 本郷 2 地区 (I-1494)、安原第 3 地区 (I-1495)、福長地区 (I-1496)、上菅地区 (I-1497)、下黒 坂 2 地区 (I-1498)、高尾 2 地区 (I-1499)、舟場 2 地区 (I-1500)、貝原地区 (I-1501)、中菅地 区(I-1502)、小河内地区(I-1503)、金持上2地区(I-1504)、濁谷7地区(I-1505)、福長3地 区(I-1506)、福長 2 地区(I-1507)、別所 2 地区(I-1508)、久住地区(I-人工 56)、濁谷地区(I-3396)、下三栗地区(Ⅱ-3397)、久住2地区(Ⅱ-3398)、本郷3地区(Ⅱ-3399)、本郷4地区(Ⅱ-3400)、本郷 5 地区 (Ⅱ -3401)、本郷 6 地区 (Ⅱ -3402)、下榎 3 地区 (Ⅱ -3403)、下榎 4 地区 (Ⅱ -3404)、 下榎5地区(Ⅱ-3405)、下榎6地区(Ⅱ-3406)、下黒坂3地区(Ⅱ-3407)、下黒坂4地区(Ⅱ-3408)、 津地2地区(Ⅱ-3410)、金持上3地区(Ⅱ-3411)、濁谷5地区(Ⅱ-3412)、濁谷6地区(Ⅱ-3413)、 福長4地区(Ⅱ-3414)、福長5地区(Ⅱ-3415)、福長6地区(Ⅱ-3416)、福長7地区(Ⅱ-3417)、福 長8地区(Ⅱ-3418)、小河内2地区(Ⅱ-3419)、上菅2地区(Ⅱ-3420)、中菅2地区(Ⅱ-3421)、中 菅 3 地区 (Ⅱ-3422)、中菅 4 地区 (Ⅱ-3423)、中菅 5 地区 (Ⅱ-3424)、中菅 6 地区 (Ⅱ-3425)、福長 9地区(Ⅱ-3426)、福長 10地区(Ⅱ-3427)、福長 11地区(Ⅱ-3428)、上菅 5地区(Ⅱ-3429)、上菅 6 地区 (Ⅱ-3430)、福長 12 地区 (Ⅱ-3431)、福長 13 地区 (Ⅱ-3432)、諏訪地区 (Ⅱ-3433)、上菅 3 地区 (Π -3434)、下菅地区 (Π -3435)、下菅 2地区 (Π -3436)、榎市地区 (Π -3437)、榎市 2地区 (Π

-3438)、榎市 3 地区 (II-3439)、鉄穴地区 (II-3440)、鉄穴 2 地区 (II-3441)、濁谷 2 地区 (II-3442)、 獨谷 3 地区 (Ⅱ-3443)、門 2 地区 (Ⅱ-3444)、門 3 地区 (Ⅱ-3445)、秋縄 2 地区 (Ⅱ-3446)、秋縄 3 地区 ($\Pi - 3447$)、秋縄 4 地区 ($\Pi - 3448$)、秋縄 5 地区 ($\Pi - 3449$)、三土 2 地区 ($\Pi - 3450$)、三土 3 地 区(Ⅱ-3451)、板井原地区(Ⅱ-3452)、板井原2地区(Ⅱ-3453)、板井原3地区(Ⅱ-3454)、舟場3 地区 $(\Pi - 3455)$ 、三谷 2 地区 $(\Pi - 3456)$ 、後谷地区 $(\Pi - 3457)$ 、金持 4 地区 $(\Pi - 3458)$ 、高尾 7 地区 (Ⅱ-3459)、濁谷4地区(Ⅱ-3460)、門4地区(Ⅱ-3461)、福長14地区(Ⅱ-3462)、上菅10地区(Ⅱ -3463)、中菅 7 地区 ($\Pi - 3464$)、中菅 8 地区 ($\Pi - 3465$)、中菅 9 地区 ($\Pi - 3466$)、光明寺裏地区 (Π -3467)、下菅 3地区(Ⅱ -3468)、下榎 7地区(Ⅱ -3469)、本郷 7地区(Ⅱ -3470)、榎市 6 地区(Ⅱ -3471)、小原地区 (Ⅱ -3472)、榎市 7 地区 (Ⅱ -3475)、鉄穴 3 地区 (Ⅱ -人工 2039)、中菅 10 地区 (Ⅱ -人工 2040)、根雨 2 地区 (Ⅱ -人工 2042)、本郷 8 地区 (Ⅱ -人工 2043)、鉄穴 4 地区 (Ⅱ -人工 2044)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び日野総合事務所県土整備局並びに日野町役 場に備え置いて縦覧に供する。)